

## CULTURE & ARTS BULLETIN

2024 年 12 月号 (Vol.39)

### MHM Culture & Arts Journal - Issue 30 -

森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループ

#### Monthly Topics

文化芸術に関する最近の動向（～2024 年 11 月 13 日）

#### Lawyer's Pick

1. 音楽業界団体が実演家の「声」の権利と生成 AI に関する共同声明を発表〔瀧山 侑莉花〕

【AI】【芸能】

2. 結婚の自由をすべての人に訴訟—東京高裁による違憲判決—〔野々口 華子〕

【LGBTQ】【裁判】

3. 英国の競争市場庁がファッションに特化したグリーンウォッシュ対策のためのガイドラインを発表〔荘司 晴彦〕

【ファッション】

#### Column

“文化芸術の中にある法を訪ねて（12）”

二宮金次郎〔奥田 隆文〕

MHM Culture & Arts Journal では、今月も、文化芸術活動に関連する様々なニュース、裁判例、コラム等を皆さまのもとにお届けします。文化芸術活動に関心や接点を有する皆さまの気付きやアイデアの端緒・きっかけとなれば幸いに存じます。





## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

声がウェブサイト上にアップロードされるなど、実演家の声の無断利用が増加する中で、声の権利を守るための法的枠組みの議論・整備が急務となっています。

現在、日本では実演家の声はパブリシティ権、著作隣接権、不正競争防止法等によって保護される可能性があるといわれています。しかし、いずれの枠組みによる場合でも、生成AIへの利用行為との関係では、それぞれ下記のような限界があるとされています。

**■ パブリシティ権**

判例<sup>9</sup>は、声を含む肖像等が顧客吸引力を有する場合に、当該個人に当該顧客吸引力を排他的に利用する権利としてのパブリシティ権を認めている。しかし、判例は、①声自体が独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合、②商品等の差別化のために声を商品等に付している場合、③声を商品等の広告として使用している場合など、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とする場合」に限ってパブリシティ権が及ぶとしており、生成AIへの学習行為や生成AI音声を利用する行為がこれに該当するシーンは限定的とされている。

**■ 著作権**

音声データが著作権法上の「実演」に該当する場合には、著作隣接権として保護されるものの、あくまでも保護の対象は「実演」であり、「声」そのものが著作隣接権で保護されるものではない。また、実演の学習行為には、著作権法30条の4が準用されるため（著作権法102条1項）、同条が適用される範囲内の利用については、原則として許諾を得る必要がないとされている。

**■ 不正競争防止法**

音声データが不正競争防止法上の「営業秘密」、「限定提供データ」、周知又は著名な「商品等表示」に該当する場合や、音声データを用いて他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する場合などには、他人の特定の行為に対して規制が及ぶ（不正競争防止法2条1項各号）が、当該規定は、「声」そのものを直接的に保護しているわけではなく、生成AIへの学習行為や生成AI音声を利用する行為がこれに該当するシーンは限定的とされている。

2024年6月4日に発表された知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024」<sup>10</sup>において、AIと知的財産に関する施策の一つとして、「生成AIにおける俳優や声優等の肖像や声等の利用・生成に関し、不正競争防止法との関係について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行う。」ことが挙げられているものの、現時点で、法制度の見直しに関する具体的な動きはみられていません。今回の共同声明や「NOMORE 無断生成AI」の活動を通じた実演家自身による問題提起により、さらに声の権利に関する法的枠組みの議論・整備が進むことが期待されます。

(瀧山 侑莉花)

<sup>9</sup> 最判平成24年2月2日（平成21年（受）第2056号）民集66巻2号89頁〔ピンク・レディー事件〕

<sup>10</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

## 2. 結婚の自由をすべての人に訴訟—東京高裁による違憲判決—

同性婚を認めていない民法と戸籍法の規定が憲法に違反するかが争われた訴訟で、東京高裁は2024年10月30日、違憲判決を言い渡しました。今年3月の札幌高裁に続く高裁による違憲判断となります。

東京高裁は、婚姻制度において同性同士を男女と区別するのは不合理で、「性的指向による差別的な取扱い」に当たり、法の下での平等を定めた憲法14条1項及び個人の尊厳と両性の本質的平等を掲げた24条2項に違反すると判断しました。

本訴訟では、「婚姻制度の目的・意義」が争点の一つとなりました。東京高裁は、生殖能力や子を持つ意志は結婚するために必要な要件とされていないと指摘し、婚姻制度の目的は、婚姻する2人の人的な結合関係自体に法的保護を与えることであるとしました。その上で、結婚して配偶者としての法的な関係を形成できることは、「安定的で充実した社会生活を送る基盤」であるとし、「個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益として十分に尊重されるべき」であると認定しました。

また、憲法24条において「両性」や「夫婦」という文言が使われている点については、憲法が起草された当時においては、結婚は男女間のものであるという社会通念があったため、同性婚の可否については議論に上らなかったと説明しました。そして、「両性」や「夫婦」という文言に、同性カップルに法的保護を与えなくても良いという趣旨はなく、この文言を理由に結婚を認めないのは、憲法14条1項の平等原則に違反し得るとしました。

さらに、東京高裁は、子を産み育てることについて、結婚の不可欠の目的ではないものの、次世代を作るという重要な社会的機能を果たしてきたとしています。その上で、それが法律上同性同士の結婚を認めない理由にはならないとしました。根拠の1つとして挙げられたのは、同性カップルの結婚を認めたとしても、男女のカップルの法的保護が減って、子を産み育てることの支障になるとは考えられないという点です。また、子どもをもうける方法は、自然生殖だけではなく、里親や養子縁組もあり、親の一方のみと血縁関係がある親子もいると指摘しました。

加えて、同性婚に賛成する割合が世論調査で大幅に増加していること、パートナーシップ制度の急速な広がり、性的指向で差別してはいけないという国内外での共通理解について触れ、同性間の結婚について「社会的受容度は相当程度高まっている」と指摘しました。

今回の判決の大きな特徴の一つが、同性婚を可能にする制度の具体的な在り方について言及した点です。

東京高裁は、民法と戸籍法を改正して同性婚を認める方法のほか、今の婚姻制度とは別の届出制度を新設する方法を挙げ、こうした制度構築は国会の裁量に委ねられているとしました。そして、制度を別にする場合には、「個人の尊重（憲法13条）と法の下での平等（憲法14条）という基本原則に立脚した制度とすべき」であるとし、男女が婚姻によって得られる権利と異なる場合には違憲の問題が生じ得ると釘を刺しました。違

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

憲性を唱えたこれまでの判決の中でも、踏み込んだ内容といえます。

「結婚の自由をすべての人に」訴訟については、全国5地裁で起こされた計6件の訴訟のうち、1審では判決が出揃っており、「違憲」が2件、「違憲状態」が3件、「合憲」が1件と判断が分かれていました。2審の判決は本件で2件目で、1件目の札幌高裁も今年3月、「違憲」と判断していました。いずれも賠償請求は退けたものの、同性カップルの権利を保障する司法の流れが定着しつつあるといえます。

## 【これまでの判決】

地裁判決	札幌 2021/3/17	大阪 2022/6/20	東京1次 2022/11/30	名古屋 2023/5/30	福岡 2023/6/8	東京2次 2024/3/14
24条1項	合憲					
24条2項	合憲		違憲状態	違憲	違憲状態	
14条1項	違憲	合憲		違憲	合憲	

高裁判決	札幌 2024/3/14	東京1次 2024/10/30
24条1項	違憲	—
24条2項	違憲	
14条1項	違憲	

東京高裁は一連の裁判で初めて、憲法24条1項について違憲／合憲の判断をしませんでした。同性婚が認められていないことが差別的取扱いであるということについては、憲法14条の平等原則や、憲法13条の個人の尊重、憲法24条2項の個人の尊厳から十分に導き出せることから、憲法24条1項について説明する必要がなかったものと受け止められます。

同種訴訟の2審判決について、福岡高裁では2024年12月13日に判決が予定されており、名古屋高裁・大阪高裁の判決は来年3月の見通しとなっています。

同性婚が認められていない現行制度は違憲であるとする司法判断が次々と積み上げられており、このような動きが続く中、国会における法制度の見直しが求められています。歴史的な変革の瞬間は間近に迫っているのかもしれませんが、引き続き、今後の展開から目が離せません。

(野々口 華子)

### 3. 英国の競争市場庁がファッションに特化したグリーンウォッシュ対策のためのガイドラインを発表

2024年9月18日、英国の競争・市場庁（CMA）は、ファッションブランドのグリーンウォッシュへの対応として、ファッションブランドが消費者法を遵守するための、実

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

用的なガイドライン（「本ガイドライン」）を公表しました<sup>11</sup>。

グリーンウォッシュとは、実体を伴わないにもかかわらず、あたかも環境へ配慮しているという印象を誤って消費者に与えたり、実際よりも環境に配慮した商品であるかのように表示したりする行動をいいます。近年 SDGs に対する意識の高まりから、各企業は顧客や取引先、投資家に対して自らが「いかに環境へ配慮した企業であるか」アピールするために、環境への配慮を過大に主張する事例が散見され、欧米を中心にグリーンウォッシュに対する規制が行われています。例えば、2024 年 2 月に、EU はグリーンウォッシュ禁止法を採択し、グリーンウォッシュを用いたマーケティング方法を禁止しています<sup>12</sup>。

CMA は、持続可能性に関する主張が消費者を誤解させないようにするために、2021 年、環境対策の表現に関する指針である「グリーン・クレーム・コード」<sup>13</sup>を策定しています。本ガイドラインは、ファッションブランドの環境に関する主張を、「グリーン・クレーム・コード」に沿ったものにするために参照されることを目的としています。本ガイドラインには、画像やアイコンを誤解を招くような方法で使用しないことや、生地の原料や産地などを明確かつ正確に説明することなど、企業の環境に関する主張を明確かつ正確にするための情報提供の原則が列挙されています。

今回の本ガイドラインの策定は、CMA が 2022 年に ASOS、Boohoo、George at Asda の 3 つのファッションブランドに対して開始した、「グリーン主張」（環境に配慮している旨の主張）が顧客を誤解させるものではないかについての調査結果をベースとしています<sup>14</sup>。

過去には、米国で H&M がサステナビリティに関して誤解を招く虚偽の内容でマーケティングを行ったとしてクラスアクションも提起されています<sup>15</sup>。グリーンウォッシュに対する批判は高まるばかりですが、特にファッション業界は、市場が大きく、消費者も極めて多い業界である一方、環境への負荷が大きい産業としても知られているため、このグリーンウォッシュの問題点が顕在化しやすいと考えられます。今回の英国の動きを起点に、世界各国の動きを注視する必要があると言えるでしょう。

（[莊司 晴彦](#)）

<sup>11</sup> [Greenwashing: CMA issues tailored guide for fashion brands - GOV.UK](#)

<sup>12</sup> [Consumer rights: final approval for the directive to empower consumers for the green transition - Consilium](#)

<sup>13</sup> [Complying with consumer law when making environmental claims in the fashion retail sector - GOV.UK](#)

<sup>14</sup> [Fashion greenwashing: investigation into ASOS, Boohoo and Asda - GOV.UK](#)

<sup>15</sup> [H&M faces class-action suit over its wrong environmental scores](#)

## ◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

## “文化芸術の中にある法を訪ねて（12）”

## 「二宮金次郎」

小型パソコン並みの機能を装備した通信機器として2007年（平成19年）に登場したスマートフォンは、わずか17年にして社会の隅々まで普及し、人々のライフスタイルまでも大きく変化させてしまいました。大きなリュックを背負い、片手には大きな紙袋を持ちながら、もう一方の手にはスマホだけをしっかりと握り締めている、という若者の姿がニューノーマルとなり、「何があってもスマホだけは手放さない」と言わんばかりの様子には切迫感すら感じさせるものがあります。近時の情報機器の革新により街中から公衆電話や電話ボックスが姿を消してしまい、電車の中で新聞を広げている人も見かけなくなり、多くはスマホの画面に目を落として黙々と操作し、人の声を耳にすることも少なくなりました。交通事故の原因となるなど「ながらスマホ」や「歩きスマホ」の弊害も唱えられてはいますが、もはや社会現象の一つとなってしまい、後戻りすることはないように思われます。

しかし、このような「ながら族」というのは決して現代人に限られる行動パターンというわけでもないようです。明治の文豪幸田露伴は、「二つのことを同時にしようとするから満足感が不足する結果になる。精神を集中させるには徹底して一つのことに取り組むべきである」という趣旨のことを述べていて、ながら行為を戒めています。かつて日本全国の小中学校の校庭には、読書をしながら薪を背負って歩く少年をモデルにした像が設置されていました。まさに元祖ながら族ともいえるべきものです。このモデルとなっているのが二宮金次郎、ある程度の年代以上の人たちにとって知らない者はいないというくらいの超有名人です。金次郎は、江戸時代後期の人で、相模の国（現在の神奈川県）の小田原に生まれ、二宮尊徳という名でも知られています。この金次郎、歴史にその名を留める著名人にしては、実際に何をした人物かを問われて直ちに答えられる人は多くはないように思われます。幅広い分野で活躍した金次郎ですが、その中でも特筆すべきものとしては、経済的に苦境に陥っている債務者の依頼を受けて、多数の債権者との間の権利関係を調整し、返済計画を立案・実行して事業や経済生活の立て直しを図る手助けをしたことが挙げられます。現代風に言いますと、これは債務整理（私的整理）や民事再生といった分野になり、その管財人としての活動が金次郎の役どころということになります。貧農の家に生まれた金次郎は、刻苦勉励の末に、無一物の生活からついには二宮家を再興して高い評判を得るようになりました。この時代の金次郎の勤勉さや努力を象徴するのが上記の像で、全国津々浦々の小中学校に設置されて、道徳や修身という科目を教える際の手本のひとつとされたのです。金次郎が飛躍するきっかけとなったのは、小田原藩の家老職にあった服部家の財政改革でした。多額の借財で困窮の極みにあった服部家の家計を5年間で再建してみせると約束し、実際に5年後には

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

千両を超える借財を見事に解消した上に、剰余金を 300 両まで積み上げたのです。時代を超えて貨幣価値を換算するのは容易ではないのですが、5 年間で 5,000 万円から 1 億円の負債を返済完了し、さらに 2,000 万円から 3,000 万円の剰余金を捻出したというような感じではないかと思われます。金次郎が唱えた再生の方策として有名なものの一つに「分度」ということが挙げられます。「分程度合」のことで、自らの経済的な能力がどれくらいのものであるかを正確に認識把握して、それに応じた予算を組み、切り盛りをするという「入るを量りて、出ずるを為す」という考え方です。この計画と実行を「分度を立てる」と称して、債務整理や再生の基本理念としました。「収入に応じて支出を考える」といういわば当たり前のことではあるのですが、その具体的な実行は意外に容易なことではなく、金次郎の時代の多くの武家が借財を重ねて首が回らない状態に陥っていました。出自が農民である金次郎が武家の家計を再建するには多くの困難があったものと推測されますが、金次郎は、無駄を省き、積極的に収入を増やす手立てを講じて、多くの案件を成功裡に導いたのです。その実績により名声は次第に高まり、小田原藩の藩主である大久保忠真の耳にも達することになりました。そしてその後は諸藩からも行財政改革の指導を要請されるようになり、財政的に破綻に瀕している諸藩の改革にも携わって成功を収めたことから、金次郎の名声は不動のものとなりました。

金次郎が歩きながら読んでいる本は、儒教の教科書的存在である四書五経の一つ「大学」と言われています。小中学校にある少年の像が「大学」という本を読んでいるというのは何となくユーモアを感じさせます。長い年月の間には、全国に設置されたこれらの像にも様々な苦難が降りかかりました。その最大のものが、太平洋戦争中に武器生産に必要な金属の不足を補うために実施された金属類の供出でした。多くの銅像が回収の対象になったと伝えられています。

さて小中学校に現存する最古の金次郎像は、愛知県豊橋市の前芝小学校にあるものと言われており、大正 13 年に寄贈されたものです。豊橋市は、もともと製糸業で栄えた地域でしたが、その後、第 15 師団が置かれることになり、軍都としても発展しました。ところが、昭和初期の世界恐慌のあおりを受けて製糸業が衰退し、さらには第一次世界大戦の終結を受けた軍縮の一環で師団の配置が廃止されるという事態に直面することになりました。そこで、街の有力者たちは地域経済の活性化を図る手立てとして工場の誘致を計画し、豊橋市の三河湾沿いの土地に化学繊維工場の進出が内定しました。これに対して、工場からの排水による海洋汚染被害を懸念した地元の漁民や水産業者を中心とする人たちが、豊かな海を守ろうと訴えて、工場の進出に反対する住民運動を開始したのです。昭和 8 年から 9 年にかけて展開されたこの活動により結局工場の進出は断念される結果となりました。その過程では「水質汚濁防止法」の制定促進の気運が生まれて、後年の水産物保護の立法にもつながったと言われています。約 90 年前に輝かしい成果を挙げたこの住民運動は、知る人ぞ知る公害反対運動の先駆けとなりました。前芝小学校の金次郎像は、薪の代わりに魚籠（びく。魚を入れる竹製の籠）を背負っているのが大きな特徴です。

## CULTURE &amp; ARTS BULLETIN

三河湾の美しい海を愛してやまない豊橋の人たちの心意気が強く感じられる金次郎です。

(奥田 隆文)

## 【編集後記】

- ◇ Lawyer's pick 1 では、業界団体によって発表された声の権利と生成 AI に関する共同声明を取り上げました。生成 AI との関係では法制度が技術の進化に追いつかない側面があり、ソフトローによる規制が先行している現状があります。業界団体からの働きかけをきっかけとして法制度の整備が積極的に進められていくことが望まれます。
- ◇ Lawyer's pick 2 では、東京高裁における同性婚判決を扱いました。同性婚については各地の裁判所で判断が分かれる中、同性婚を認めない現行の規定が違憲であることを認めた 2 件目の高裁判決ということで注目すべき裁判例といえます。
- ◇ Lawyer's pick 3 では、ファッションに特化したグリーンウォッシュ対策のためのガイドラインを扱いました。グリーンウォッシュは近年世界的に注目を集めている概念であり、国内にも様々な団体が発行するガイドラインが存在します。広告を行う事業者は今後の国内外の動向を注視していく必要があります。
- ◇ Colum では、小学校の銅像で見慣れた二宮金次郎の法律家としての一面にフォーカスしています。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：高橋 悠、一井 梨緒)